

Q&Aの追加

2. 財務書類作成要領

問番号	質問	回答	関連箇所
1	基金について、1年基準によるならば、予算上取崩すこととされた基金を流動資産、それ以外の基金を固定資産と考える必要はないのでしょうか。また、この場合、固定資産としての「財政調整基金」、流動資産としての「その他の基金」もありえるのではないのでしょうか。	流動・固定を分類する際の判断基準は原則として1年基準とされていますが、基金についてはその性質で勘定科目を定めており、財政運営上弾力的に取り崩される「財政調整基金」は流動資産として、特定の目的のために取り崩される「その他の基金」は固定資産として分類しています。	「財務書類作成要領」83段落
2	償却原価法を適用することにより生じる満期保有目的有価証券の増加額は、どのように処理すればよいのでしょうか。	「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)注解5に準じて、次のとおり仕訳処理します。 【貸借対照表】有価証券／【行政コスト計算書】経常収益(その他)	「財務書類作成要領」106段落 「台帳手引き」92段落
3	歳計外現金はどの時点の残高を把握すればよいのでしょうか。	歳計外現金の残高は3月31日時点の残高を計上します。ただし、出納整理期間中に歳計現金との振替があった場合、振替額が貸借対照表に二重に計上されるため、歳計外現金残高から振替額を控除するなど調整する必要があります。	「財務書類作成要領」218段落
4	資金収支計算書の投資活動収入に計上する国県等補助金について、資産整備と修繕費等に充当される額を分けて計上することが原則ですが、事業単位でしか把握できない場合、当該補助金をまとめて投資活動収入に計上しても差し支えないのでしょうか。	資金収支計算書には、充当される事業の内容に応じて、業務活動収入又は投資活動収入に区分して計上することが原則ですが、区分することが困難である場合は、全額を投資活動収入又は業務活動収入として処理する取扱いも差し支えありません。	「財務書類作成要領」234段落、250段落
5	附属明細書「1(1)③投資及び出資金の明細」に記載すべき団体が、無償減資した場合、附属明細書「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)以外に対するもの」はどのように作成するのでしょうか。	以下を参考に作成してください。 ①「出資金額(A)」に出資額(評価減を過去に行っている場合は、評価減後の出資額)を計上 ②「資本金(E)」に減資後の資本金を計上 ③「出資割合F(A/E)」は、発行済み株式総数に占める保有株式数などを使った持分割合で算定した金額を計上し、その旨を注記する。	「財務書類作成要領」【様式5】1(1)
6	広域連合及び一部事務組合が構成市町村から受ける負担金・分担金の仕訳科目について、資金仕訳変換表(別表6-1)によると借方は「税収等収入」、貸方は「税収等」となっていますが、負担金等の個々の性質に応じて仕訳することは考えられないのでしょうか。	資金仕訳変換表はあくまで例示であり、負担金・分担金であっても使用料の性質を有するものは「使用料及び手数料」とするなど、実態に応じて仕訳することも考えられます。	「財務書類作成要領」別表6-1
7	臨時財政対策債を発行する際、将来、財政措置される地方交付税は未収金として計上してよいのでしょうか。	未収金を計上するのではなく、地方交付税が交付された時に以下のとおり仕訳処理します。 【資金収支計算書】税収等収入／【純資産変動計算書】税収等	「財務書類作成要領」別表6-1
8	繰上充用はどのように処理するのでしょうか。	次のとおり仕訳処理します。 (当年度) 【資金収支計算書】その他の収入(財務活動収入)／【貸借対照表】その他(流動負債) (翌年度) 【貸借対照表】その他(流動負債)／【資金収支計算書】その他支出(財務活動支出)	「財務書類作成要領」別表6-3、別表6-4
9	水道事業等に支出する繰出金について、補助金や出資金の節で支出している場合でも、【行政コスト計算書】他会計への繰出金／【資金収支計算書】他会計への繰出支出として仕訳処理をすべきでしょうか。	財務会計上の費目で補助金、出資金となっている場合は、繰出金でなく補助金、出資金として仕訳する必要があります。	「財務書類作成要領」別表6-4
10	建物附属設備(電気・空調・給排水衛生・火災報知設備等)は財務書類上、どの勘定科目で表示するのでしょうか。	建物と建物附属設備は、勘定科目としてはいずれも建物となります。なお、開始時については建物と一体として固定資産台帳に計上することができますが、開始後に取得する建物と建物附属設備は、別々の資産として固定資産台帳に計上する必要があります。	「財務書類作成要領」別表6-4
11	退職手当組合において、構成団体の職員に対して支払っている退職手当はどのように処理するのでしょうか。	別紙1「退職手当組合が行う会計処理の例」を参照ください。	-

3.資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

(1)評価基準

問番号	質問	回答	関連箇所
1	固定資産台帳については、公表を前提とすることとされていますが、全ての項目を公表する必要があるのでしょうか。	原則として、全ての項目についてエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することとします。 ただし、HP上で公表する際に、データ容量の都合上、全ての項目を編集可能なデータ形式で公表することが困難である場合には、未利用資産の有効活用の観点から、最低限、事業用資産及びインフラ資産について、「所在地」「件名(施設名)」「取得年月日」「取得価額等」「増減異動後簿価(期末簿価)」「用途」「売却可能区分」「時価等」「数量((延べ床)面積)」「減価償却累計額」「財産区分(行政財産・普通財産)」を公表することも考えられます。 なお、その場合であっても、固定資産台帳の全ての項目が記載された冊子等を地方公共団体の窓口等に備えておくなど、希望者が固定資産台帳の情報を閲覧できるよう工夫する必要があります。	「台帳手引き」 5段落
2	開始時において、区画整理事業中の公有地の評価はどのように行えばよいのでしょうか。 また、開始後、公有地が区画整理事業の対象となった場合、再評価を行うべきでしょうか。	区画整理事業中の公有地の評価については、開始時に取得原価が不明な場合の取扱いである「台帳手引き」74段落に従い、評価します。 通常、区画整理事業によって土地の評価額は上昇することから、従前の土地の固定資産評価額ではなく、「台帳手引き」74段落③に従い、例えば不動産鑑定士による個別評価といった、より実態を反映した評価方法を採用することが考えられます。 開始後に公有地が区画整理の対象となった場合、「台帳手引き」63段落及び別紙5に記載があるとおり、立木竹を除き、再評価しないこととしていることから、当該公有地においても再評価は行いません。	「台帳手引き」 63段落、74段落、 別紙5
3	固定資産台帳には、用益物権(地上権、地役権、借地権、鉱業権等)も記載する必要があるのでしょうか。	用益物権についても固定資産台帳に記載する必要があります。 また、その際には、物権の設定者(土地の貸主等)や契約内容、契約期間等の情報を併せて記載することが考えられます。	「台帳手引き」 69段落
4	固定資産台帳の計上資産である「河川」は、具体的にどのような資産として計上するのでしょうか。	河川の底地部分は土地、堤防等は工作物として計上します。	「台帳手引き」 83段落
5	満期保有目的有価証券等について、一度、強制評価減を行った後、市場価格が回復した場合は、どのような会計処理をしたらよいのでしょうか。	一度、強制評価減を行った後は、市場価格が回復した場合でも、会計処理は行いません。	「台帳手引き」 92段落、93段落、94段落、 96段落、97段落
6	満期保有目的有価証券の貸借対照表価額の測定を行う際の償却原価法の適用に当たっては、定額法か利息法のどちらを採用すべきでしょうか。	利息法の適用が原則ですが、継続適用を条件として定額法を適用することも差し支えありません。	「台帳手引き」 92段落
7	「売却を目的として保有している棚卸資産については、売却可能資産に含めない」とされていますが、「売却を目的として保有している棚卸資産」とは、どのような状態なのでしょう。	「売却を目的として保有している棚卸資産」とは、通常の事業過程において販売を目的として保有する資産をいいます。例えば、土地について、販売が通常の事業として行われている場合は棚卸資産に該当します。なお、行政目的で保有していたものを用途廃止して売却する場合は売却可能資産に該当します。	「台帳手引き」 103段落

(2)その他

問番号	質問	回答	関連箇所
1	公有財産台帳に記載されている地積で不動産登記事項証明書に記載されている面積と実測による面積に乖離がある場合、登記簿の地積と現況の地積のどちらを記入するのでしょうか。	現況面積で評価する方法が一般的です。ただし、管理上、登記面積と現況面積の両方を記載することも考えられます。	「台帳手引き」 12段落
2	工事が終了し、諸般の事情から歩道部分のみ供用、車道部分が未供用となっている路線がある場合、建設仮勘定と工作物(本勘定)どちらに計上すべきなのでしょうか。	工作物(本勘定)への振替が原則ですが、事務の負担を考慮し、建設仮勘定に計上しても差し支えありません。	「台帳手引き」 23段落
3	「建物本体」と「附属設備」をそれぞれ分けて固定資産台帳に登録する場合、「附属設備」をどの単位で登録するのでしょうか。	固定資産台帳の登録は、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であることという原則に基づいて記載することになります。そのため、少なくとも電気設備や給排水設備など、耐用年数が異なるものの単位で登録することが必要です(部材ごとの登録は不要です。)	「台帳手引き」 32段落
4	昭和50年建築の建物(300㎡)が老朽化したため、一部(150㎡)を改修した場合、資本的支出が行われた改修分は別個の資産として登録しますが、当該建物が450㎡とならないよう、どのように台帳に登録したらよいのでしょうか。	次のような登録方法が考えられます。 ①当該資本的支出の面積を0㎡とする。 ②当該資本的支出の面積を記載し、システム上でフラグを立てるなどして、面積の集計が重複しないようにする。	「台帳手引き」 41段落

4.連結財務書類作成の手引き

問番号	質問	回答	関連箇所
1	一つの一部事務組合で、内部で会計を区分し、複数の事務を実施している場合、会計ごとに財務書類を作成する必要があるのでしょうか。	複数の会計(事業)を有する一部事務組合は会計ごとに財務書類を作成し、当該一部事務組合全体として一般会計等財務書類や全体財務書類を作成することになります。 なお、複数の会計(事業)については、セグメント情報として公表することが考えられます。	「連結手引き」 11段落
2	退職手当組合の連結はどのように処理するのでしょうか。	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。その際の勘定科目は、基金については【貸借対照表】基金(その他)に、退職手当支給準備金は【貸借対照表】退職手当引当金に計上することとします。 なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算するものとします。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分され、構成団体の貸借対照表の退職手当組合にかかる基金に加算されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱い(構成団体の全体財務書類作成段階で連結したとみなす)をしていること。 ただし、総合事務組合などが行う退職手当事務以外の業務については、個別財務書類を作成したうえで経費負担割合などにより按分し、各構成団体において連結を行うこととなります。	「連結手引き」 9段落、12段落
3	財産区に関する事務だけを行っている一部事務組合は連結の対象となるのでしょうか。	財産区については連結の対象としていないことから、当該組合についても連結の対象となりません。	「連結手引き」 31段落

その他

1. Q&Aの変更について

現在のQ&A集の「財務書類作成要領」の9番に「退職手当引当金として計上しません。」とあり、一部事務組合に加入している地方公共団体において、退職手当引当金を計上しないものと誤解をしている事例があるため、下記のとおり修正が必要と考えております。

問番号	質問	回答	関連箇所
9	市区町村が退職手当引当組合に加入している場合、退職手当引当金はどのように計上するのでしょうか。	退職手当組合に加入している地方公共団体が計上すべき退職手当引当金の額は、当該地方公共団体の退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合における積立金額の運用益のうち当該地方公共団体へ按分される額を加算した額を控除した額とします。なお、組合への負担金は、退職手当引当金・退職手当引当金繰入額ではなく、移転費用・補助金等として計上します。	「財務書類作成要領」 125段落

退職手当組合が行う会計処理の例

別紙 1

退職手当組合が行う仕訳例について以下に解説します。なお、各構成団体から支払われた負担金のうち、将来発生する退職手当の支払いに充てる分を「退職手当支給準備金（負債）」としています。

【期首の貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	1,000	固定負債	1,000
基金		退職手当支給準備金	
その他		負債合計	1,000
流動資産	20	純資産合計	20
現金預金		負債及び純資産合計	1,020
資産合計	1,020		

(1) 負担金の収入

構成団体からの負担金（構成団体の職員の職員手当に係る負担分、組合の運営経費等）を受け入れます。

<資金収支計算書> (借方) 税込等収入 900	<純資産変動計算書> (貸方) 税込等 900
-----------------------------	----------------------------

(2) 職員給与の支払い

組合の運営経費を支払います（ここでは、組合の職員の給与の支払いを例としています）。

<行政コスト計算書> (借方) 職員給与費 50	<資金収支計算書> (貸方) 人件費支出 50
-----------------------------	----------------------------

(3) 構成団体に対する退職手当の相当額の給付

組合から構成団体の退職者に対して退職手当を支払います。

<行政コスト計算書> (借方) その他（移転費用） 400	<資金収支計算書> (貸方) その他の支出 400
----------------------------------	------------------------------

(4) 基金の運用益

基金の運用益を計上します。

<資金収支計算書> (借方) その他の収入（業務収入） 20	<行政コスト計算書> (貸方) その他（経常収益） 20
-----------------------------------	---------------------------------

(5) 決算整理（準備金の取崩し）

その他（移転費用）を退職手当支給準備金から取り崩します。

＜貸借対照表＞	＜行政コスト計算書＞
（借方）退職手当支給準備金 400	（貸方）その他（移転費用） 400

(6) 決算整理（基金への積立て）

基金の運用益を基金に積み立てます。

＜貸借対照表＞	＜資金収支計算書＞
（借方）基金（その他） 20	（貸方）基金積立金支出 20

(7) 決算整理（基金への積立て）

構成団体の負担金と退職手当相当額等の差額を将来の構成団体の退職手当の支給に充てるために基金に積み立てます。

＜貸借対照表＞	＜資金収支計算書＞
（借方）基金（その他） 430	（貸方）基金積立金支出 430

(8) 決算整理（運用益の振替）

＜行政コスト計算書＞	＜貸借対照表＞
（借方）その他（経常収益） 20	（貸方）退職手当支給準備金 20

(9) 決算整理（準備金の繰入れ）

基金に積み立てている分は、構成団体の将来的な退職手当の支給に充てられることから、その額を退職手当支給準備金（負債）に計上します。

＜行政コスト計算書＞	＜貸借対照表＞
（借方）退職手当支給準備金繰入額 830	（貸方）退職手当支給準備金 830

【期末の貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産		固定負債	
基金		退職手当支給準備金	1,450
その他	1,450		
流動資産		負債合計	1,450
現金預金	40	純資産合計	40
資産合計	1,490	負債及び純資産合計	1,490